

武 市 監 告 示 第 1 3 号

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項、武雄市監査基準第 1 5 条の規定によりその結果を公表します。

令和 8 年 7 月 1 4 日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 中山 稔

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項及び武雄市監査基準第 1 2 条、第 1 3 条の規定によりその結果を報告します。

1 監査の種類

公の施設の指定管理者の監査

2 監査の対象

(施設名)	武雄市体育施設
(指定管理者)	武雄市体育施設管理運営共同企業体
構成団体 (代表)	朝日 I&R ホールディングス株式会社
構成団体	株式会社 丸新
構成団体	株式会社 ルネサンス

3 監査対象業務

武雄市体育施設の管理運営に関する業務

4 指定管理期間及び監査の期間

指定管理期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

監査対象期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

5 監査の着眼点及び実施内容

監査は、施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定書に基づく事務の履行は適切に行われているか、公の施設の管理に係る収支会計経理は適切になされているかを主眼として、提出された資料に基づき関係諸帳簿・台帳・書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取しながら行った。

6 所管課

企画部スポーツ課

7 監査の日程及び実施場所

日 程 令和 8 年 6 月 3 0 日 (火)

実施場所 武雄市民体育館

8 指定管理料

令和7年度 130,805,000円

9 経営成績

収支の部は、武雄市からの指定管理料130,805,000円、施設利用料19,821,895円、その他収入7,396,210円で収入合計は158,023,105円となっている。

支出の部は、人件費50,723,471円、水道光熱費24,523,412円、委託料40,360,837円、消耗品費470,426円、業務委託費10,005,032円、その他・本社管理費等12,660,000円で、支出合計は160,467,542円になっている。

収入から支出を差し引いた収支差額は△2,444,437円となっている。

令和7年度の当施設の管理に係る収支決算は次のとおりである。

(単位：円)

科 目		決 算 額
【収入】		
指 定 管 理 料		130,805,000
施 設 利 用 料		19,821,895
そ の 他 収 入		7,396,210
収 入 合 計		158,023,105
【支出】		
人 件 費		50,723,471
維持 管理 費	燃 料 費	802,227
	水 道 光 熱 費	24,523,412
	委 託 料	40,360,837
	維 持 補 修 費	4,736,528
	そ の 他	906,784
事務 費	消 耗 品 費	470,426
	通 信 運 搬 費	1,078,104
	印 刷 製 本 費	102,300
	保 険 料	1,331,550
	そ の 他 事 務 費	1,161,700
事業 費	利 用 促 進 費	6,582,554
	業 務 委 託 費	10,005,032
	事 業 経 費	5,000,587
	施 設 使 用 料	22,030
そ の 他	一 般 管 理 費	2,760,000
	本 社 管 理 費	9,900,000
雑 費		-
支 出 合 計		160,467,542

10 決算の確認

管理運営に係る決算額について関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その計数は正確であると認められた。

1 1 監査の結果

武雄市体育施設の管理運営に関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営がなされ、体育施設の管理運営及び収支会計経理はおおむね適正に行われていると認められた。また、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その改善報告を求めた。